

動画教材データの利用条件

1. 動画教材及び動画教材のデータ（ソフトウェアを含む全てのコンテンツ（以下「教材電子データ」といいます。）に関する著作権等の知的財産権は、全て消費者庁に帰属しています。電子媒体（教材電子データを含みます。以下同じとします。）及び動画の利用については、申請した業務行為（以下「本件業務」といいます。）に限ることとし、その他の利用・複製・改変・編集・公開・販売・送信・頒布・譲渡・貸与・利用許諾・転載等を行うことはできません。ただし、申請者は、本件業務において教材電子データの複製を必要とする場合は、その範囲内で当該複製を行うことができるものとし、当該複製物は、本件業務に限って利用できるものとします。
2. 電子媒体の利用料は、無償とします。
3. 編集教材及びその電子データ（以下「編集電子データ」といいます。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）は、全て無償で消費者庁に帰属するものとし、申請者は、編集教材（編集電子データを含みます。以下同じとします。）を本件業務に限って利用できるものとします。
4. 申請者は、動画を有償で放映すること及び電子媒体の複製物を有償で配布することはできません。ただし、消費者庁の事前の書面（電子メール可）による承諾を得た場合は、この限りではありません。
5. 申請者は、「電子媒体」、「編集教材」、「編集教材の制作過程における全ての電子データ」、「これらの複製物」を善良な管理者の注意義務をもって保管・管理しなければなりません。
6. 消費者庁が申請者に対し、第5項に列記する電子媒体以外の保管・管理物について廃棄を指示した場合は、申請者は、速やかに指示された保管・管理物について、復元不可能な方法により、紛失、漏えいに十分注意した適切な方法で廃棄し、その旨を消費者教育推進課に書面（電子メール可）により報告しなければなりません。
7. 申請者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。ただし、申請者は、当該第三者に申請者が電子媒体の利用に関して遵守すべき義務と同等の義務を課すとともに、当該第三者の本件業務における行為について、一切の責任を負うものとします。なお、申請者は、法令、公序良俗や社会通念に反する法人・団体等に本件業務を委託してはなりません。
8. 申請者は、編集教材の動画及び配布用データに瑕疵がないこと（消費者庁に責任があるものは除きます。）及び編集教材の改変・編集部分について第三者の知的財産権等の権利を一切侵害していないことを保証します。
9. 申請者は、申請した放映期間又は配布期間の延長を要望する場合は、消費者庁の事前の書面（電子メール可）による承諾を得ることにより期間延長ができるものとします。

以上